

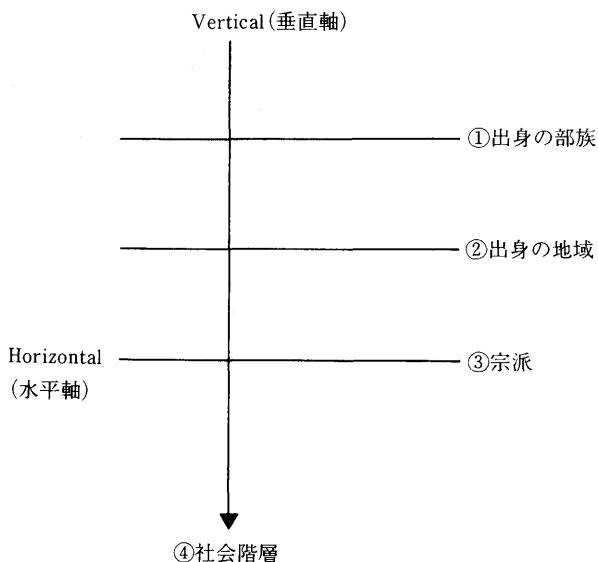
第6章

サウジアラビアにおける部族社会と国家 ——経済開発の視点から——

はじめに

米国の政治学者ミッシェル・コリンズ (M. Collins) はサウジアラビアの伝統社会の分析にあたって、この社会が今日なお部族的な基盤に基づいており、現在なお国家権力の中央集権化にとっていろいろ問題を残していると指摘している。⁽¹⁾ 同氏によれば、平均的なサウジアラビア人は第1図「一般的なサウジ人の自己認識のパターン」(Pattern of the Self-Consciousness of General Saudis) によって、自己認識を行なっている。つまり、彼らはサウジアラビア王国の臣民である前に、まず第1に水平レベルで(1)自己の出身部族、(2)出身地域(たとえば、サウジ家のお膝下の中央ナジド出身とか、サウド家に平定・統合された東部アル・ハサー地域、あるいはサウド家にかつて平定・統合されたものの、現在なお中央ナジド地方より高い文化的伝統を享受していると誇るヒジャーズ地方、アラビア半島で唯一の天水で農業が可能な豊かな穀倉地帯のアシール地方など)、(3)所属宗派(多数派のワッハーブ教徒、ナジドのウラマー階層から改宗の圧力に悩んできた東部の少数派シーア派教徒、ジーザーン付近に居住する少数派シーア派のイスマイール派教徒)などのクライテリアにより、自己認識を行なう。同時に、垂直レベルでは、(1)自己の所属する社会階層、つまりまず王族か、非王族か、また非王族の場合、どの社会階層に属するかを確認する(第1表「サウジアラビアの社会構造」参照)。

第1図 一般的なサウジ人の自己認識のパターン



(出所) Michel Collins. "Riyadh, The Balance," *Washington Quarterly*. Winter, 1981.

これらの自己認識の範疇のうち、(1)の部族主義 (tribalism) や(2)の地域主義 (regionalism) こそ、サウジアラビアの初代国王アブドゥル・アジーズ（在位、1932～53年）はじめ、サウド家の歴代の国王が国家統合のため、その打破に努力を傾注してきた困難な問題であった。(1)の部族主義については、現実の政治の場では、後述のように、サウド王家はその王宮と油田地帯の厳重な警護のため、アブドゥラー皇太子麾下の国家警備隊 (National Guards, Al-Haras al-Watani) を使い、ヨルダンの場合でも、「アラブ軍団」 (Arab Legion, al-Jaysh al-'Arabi) が今日なお王制維持のため重要な役割をはたしていることは周知の事実である。またさらに言えば、サウド家をはじめ湾岸王制諸国の支配家は、近年反体制派の部族勢力の動向を厳しく注視する一方で、友好部族を中心にアサビーヤによる国家統合の再構築を試みているようにみえる。それは、支配家に対する有力部族の不動の忠誠心を王制堅持のために利用す

第1表 サウジアラビアの社会構造

社会階層	備考	人口比率
上層階級	王族(サウド家) ファハド国王を中心とする第2世代(アブドゥル・アジーズ王の息子たち), 第3世代(同王の孫たち), 第4世代の約1万5000~2万人の王族。	約5~10%
	シニア・ウラマー サウド家の宗教的基盤を支えるアール・シャイフ家を中心とするウラマー指導層。その中核は「最高ウラマー会議」のイスラム法学者グループ。	
	部族長 サウド家に友好的な主要部族の長老たち。	
	政府高級官僚 現政府を実質的に支えるエリート・テクノクラート集団(正規軍, 国家警備隊などの軍首脳や, 国立病院の医師, 大学教授を含む)。	
	財閥 ビジャーズ, ナジド, ハサーで活躍する国際的な企業集団(約100社)。	
	医師・弁護士 自営の医師や弁護士などのエリート集団。	
中産階級	政府職員 政府および政府関連機関の国家公務員(ジュニア・テクノクラート集団)。	約60~70%
	商人層 自営業者(主として商店主, 中小規模のジネコンを含む)。	
	ヤング・ウラマー この中には, ファハド国王宛請願書に署名したり, 現政権の諸政策を厳しく批判するイスラム大学教師, 若手のウラマーを含む。	
下層階級	農民 主として, 中央ナジドのカスィーム, 半島南西部のアシール地区で農業に従事する。	約20~30%
	遊牧部族民 サウジアラビアの主として北部国境地域で遊牧生活を送っている。その数は60~100万といわれる。	

(出所) 筆者作成。

ることにある。こうした部族的な絆を重視した政策は、たとえばコンモンナー (commonner, 非王族シニア・テクノクラート) の政府要職への任命の際にもみられることである。

また、(2)の地域主義にしても、半島の約80%を占める広大な地域を平定・統合したサウド家にとって、中央 (サウド家のお膝下のナジド) と征服した周辺地域 (特にヒジャーズ地方など)との確執は、長い間悩みの種であった。それは、部族的な伝統を重視するナジドと、7世紀以来、アラビア半島以外から巡礼にきてそのまま移り住んだムジャーウィリーン (mujawirin, 聖地の隣に住む者の意。巡礼に来て祖国に帰らず、そのまま聖地メッカの近くに居住して生涯をその地で過ごすイスラム教徒), つまりアラビア半島の部族的伝統と背景を持たない、いわゆる「部族という背番号を持たない外者」から構成される多くのヒジャーズィーとの間で争われてきた紛争に起因する、といえよう。⁽²⁾

以上の部族的伝統にもかかわらず、アラビア半島地域では、近年の石油発見による経済上の繁栄という衝撃がもたらした急激な都市化現象や経済開発により、部族的な絆は次第に薄まり、部族的基盤が脆弱化しつつあることは事実である。

だが、これら半島地域では、上述のとおり、今日なお部族の族長制の伝統を強く維持している。たとえば、石油経済大国サウジアラビアでは、同王国の地方統治は現在中央政府の地方行政機構と部族長に代表される部族勢力の遺制の上に執行されている、といわれている。1992年3月にファハド国王が公布した地方行政制度改革に関連して、1993年9月19日に州議員が任命されたサウジ各州の州議会では、首相による任命ではあるが、部族出身の多数の地方名士の政治参加がみられた。また、現在なおサウド王家首脳は部族問題には、部族担当の所管庁といわれる都市村落省を中心に、十分な政治的配慮を怠っておらず、特に湾岸戦争後、国民の間から王制批判の声も僅かながら聞こえる今日、彼らの意見・不満については、地方の著名な部族長たちとのリヤードなど主要都市での行幸の際に聴取する機会を頻繁に持っているようである。

以上を踏まえて、サウジアラビアを中心に、アラビア半島の部族社会と国家形成、サウド家の部族対策、部族問題と経済開発、などについて考察する。

第1節 中東の部族社会

1. 国家への帰属意識とアサビーヤの精神

中東、特にアラビア半島地域では、現在なお国家という概念が一般民衆レベルでは十分定着しておらず、部族的伝統が社会の重要な基盤を形成している。アラビア半島におけるこうした部族的伝統社会では、ジャーヒリーヤ時代以来、部族民は同一の祖先からひとつの血を分け合っているという信念のもとに団結し、部族を基礎とする強力な連帶意識をもって生活してきた。この部族的連帶意識はアラビア語で「アサビーヤ」(asabiyah)と呼ばれ、部族全体およびそのはらからにたいする限りない忠誠心を意味した。預言者ムハンマドに関する伝承によれば、預言者はこのアサビーヤをイスラムによる精神的な紳に対立するものとして、強く非難したと伝えられる。

しかしながら、アラブ史はこの「アサビーヤ」の精神がある場合には、崇高な行為として現われ、またその逆の場合には、きわめて醜悪な形となって現われた多くの事例を伝えている。それはちょうど現代政治にみられる極端な愛国主義と共通点をもっているといえよう。部族民は部族長（シェイク）を中心に「アサビーヤ」の精神で一致団結し、各部族は己を捨てて部族全体のために奉仕し、また、部族全体も個々の部族民を守るために努力を惜しまなかつた。たとえば、一部族民が部族外で罪を犯した場合、その者の行為の良否、責任などを追及することなく、部族全体がその犯罪者庇護のために団結した。また、一部部族民に加えられた外部からの攻撃に対しては、部族全体がその報復に立ち上がり、時には一戦を交えることも敢えて辞さなかつた。正しく、彼らの「半島では部族が参加する」という言葉は、このような個人

の問題にも部族全体で対応する有り様を物語っている。

以上の「アサビーヤ」の精神は、その後のアラブ民族の血の中に今日まで脈々と生き続けているといえよう。こうした状況の中で、中東で最も部族的伝統の強いアラビア半島地域では、多くの部族民は現在なお彼らの伝統的な部族的忠誠心を墨守しようとしている。このため、統治支配層はこれら部族が中央集権化された国家に対する新たな忠誠心にはほとんど関心を抱いていないことに少なからざる悩みを抱いてきた。

たとえば、ある部族に属するたった一人の遊牧民に関する誤解や事件が部族全体に直接に関わり合う問題として受けとめられ、それが实际上、全部族に反響を与えることが現在なお多い。このため、これらの地域の統治支配者たちはたった一人の遊牧民を扱うに際しても、その部族全体に与える影響を十分考慮に入れて行動せざるを得ない状況にある。したがって、たとえば、重刑の処罰を科する場合などは、政府はその決定において決して完全に自由ではないといわれる。そして、その事件に部族長の息子や、あるいは部族長自身が関わり合うことにでもなれば、部族は容易に反乱に立ち上がるかもしれないのである。

その事例のひとつが、1995年6月にイラクで起こったドライミー部族（Al-Duraimi tribe）のサッダーム・フセインに対して蜂起した反乱事件である。1995年6月22日付『ヘラルド・トリビューン』紙はこの事件で、イラク政府が反乱軍を鎮圧、150名の将校と兵士を逮捕し、処刑した、と伝えている。反イラク政府筋の情報によれば、反徒たちはバグダードの南部のアンバル地域を拠点とするドライミー部族出身者であり、彼らは1995年5月にサッダーム・フセイン大統領の暗殺未遂の廉でイラク政府によって処刑された同部族出身の空軍の將軍の復讐を果たすために反乱を試みたのであった、と伝えている。この反乱の背景には、国連制裁によるイラク経済の極度の疲弊と国民生活の悪化の影響もあろうが、これは正しく、一部族民の名誉のために、上述のとおり「部族民が参加した」事例といえよう。

2. 部族的忠誠心と国家に対する忠誠心

次に、現代中東社会で部族的忠誠心が今日なお新たな国家への忠誠心をはるかに超えている事例について、アラビア半島およびその周辺地域から6つの典型的な事例を挙げる。

(1) サウド王家を警護するアブドゥラー麾下の国家警備隊

その第1の事例は、サウジアラビアの国家警備隊（National Guards）の存在である。アブドゥラー皇太子麾下のこの軍団は、サウド王家と油田地帯の防衛を主要任務とし、国家への忠誠心よりもサウド王家に対して忠誠心の高い幾つかの部族から構成されている。つまり、サウジ現支配層は王政堅持の鉄則を守るために、国家警備隊のもつ同王家への伝統的な部族的忠誠心を巧みに利用してきたといえよう。

遊牧部族民は一般的に「アッダウラ」（al-dawla, 国家）と「アルフクーマ」（al-hukuma）とをはっきり区別している。彼らにとって、「アルフクーマ」とはサウド家を指し、王族一族に対する個人的感情に深く結び付いている。一方、「アッダウラ」の概念は、独断的な境界内の統治を強制するものであり、独自性を重視する彼らの伝統的な考え方と相容れない概念である。それは具体的には、彼らに対して不必要的干渉を強制する国家の官僚機構を意味している。

この国家警備隊（兵力約5万）は長年アブドゥラー現皇太子の統率下にあり、サウド家、特に同皇太子に忠誠心が高い部族で構成されていることで知られる。また、アブドゥラーは自分の身内の多くを国家警備隊の要職につけている。こうしたなか、1981年にハーリド国王の逝去とともに、ファハド皇太子が新国王に即位した。アブドゥラーは新皇太子に任命された後でも、それまでの慣例に反して、国家警備隊司令官の要職を第三者に手放すことなく、今日にいたるまで兼務している。その第1の理由は、彼自身が国防正規

軍 (Regular Army, 兵力約 5 万) の司令官として皇太子とサウジ国軍を二分するスルターン国防航空大臣 (第二副首相)との対抗上からも、皇太子 (第一副首相) 麾下の国家警備隊を手放せない、と考えているからであろう。その第 2 の理由は、近年とみに宣伝されるファハド国王の後継者問題とも関係がある。アブドゥラー皇太子が次期国王になることは、これまで既成の事実であると考えられてきた。だが、問題は、そうした「順当な」王位継承が、1992 年 3 月に公布された「国家基本法」第 5 条 2 項に掲げる「王位継承権をもつ初代国王アブドゥル・アジーズの直系の子および孫の総意」となるのか、必ずしも明確でないことがある。つまり、アブドゥラー皇太子が次の王位に就くためには、他の主要王族の承認が必要である。そしてさらに、問題を複雑にしていることは、今日サウジアラビアを実質的に支配している「スデイリ・セブン」(アブドゥル・アジーズ初代国王とスデイリ家出身のハッサ・ビント・スデイリ王妃との間に生まれた、ファハド国王を長兄とする 7 人の同腹の兄弟)が、アブドゥラー皇太子の王位継承に対して難色を示している、と伝えられることがある。もしこれが事実であれば、この問題はアブドゥラー皇太子とスルターン国防相との抗争というパターンをとる可能性があり、今後この問題が政治化するとすれば、伝えられるファハド国王の健康状態を考慮すると、5 年から 7 年のうちに何らかの形で政治化する可能性がある、というのが一般的な見方である。

(2) 中央政府を牛耳る部族連合とイエメン内戦

第 2 の事例は、サアダ (首都サナアの北約 170 キロ) を主要拠点とする旧北イエメンの中央政府に大きな影響力を与えてきたハーシド、バキール両部族連合の存在である。これら二大部族連合は、サーレハ現政権をはじめ歴代の旧北イエメンの大統領に絶大な影響力を行使し、現在なお中央政府から半ば独立した自治的単位を構成している。そして部族連合はそれぞれ部族長を中心に、独自の軍隊 (私兵)、ウルフ (部族法)、裁判所、牧草地等をもっている。これらの部族連合は血縁関係で強く結ばれ、中央政府も彼らの意向を無視して

政治を行なえない状況にあるといわれる。アハマル現国會議長はハーシド部族連合の族長であり、サーレハ現大統領はハーシド部族連合の出身であることはつとに知られている。

こうした政治環境のなかで、これまで旧北イエメンの政治指導者の幾人かは、彼らの部族たちの意向に反する政治的行為をとったとして、彼らの逆鱗に触れ、これら部族連合から差し向けられた刺客により暗殺されている。たとえば、事例は少し古いが、1977年10月、南北イエメンの統合の熱心な推進者であったハムディ大統領（在職1975-77年）の暗殺事件が起こったが、この事件は、南北イエメンのなかで、統合の阻止と非同盟中立路線から穩健路線への転換を求めるサウジアラビアおよび上述の部族勢力の強力な圧力に対しても、⁽³⁾ハムディ大統領が敢然と抵抗を試みた結果であった。

また、1994年5月に発生したイエメンにおける内戦は、圧倒的な軍事的優位を背景にした旧北イエメン出身のサーレハ大統領側の勢力が、アデンに立てこもった旧南イエメン出身のビード副大統領ら「分離派」を、2カ月にわたる攻防戦で撃破し、7月7日「統一維持派」が勝利して、決着をみた。だが、この内戦における北軍の圧倒的な勝利は北軍の主力をなした部族勢力の軍事支援なしには考えられない。この内戦は結局、統一以来4年を経て統合推進がすすまず、大きな障害となっていた両国の「軍の統一」など、「話し合い」で解決できなかった難問を北側が「力によって」解決したとみられている。南軍は旧イエメン与党のYSP（イエメン社会党）の勢力下にあり、軍の統一にはYSP勢力を潰す必要があったのである。今回の内戦は本来ならば、統一以前に済ませておくべき戦いであった。1990年当時、国民的悲願であった統一を平和裡に実現することを最優先にし、軍の統一を先送りにしたが、この「無血統一」の無理が今回の内戦で噴き出た、と考えられる。

YSPを排除した現在、サーレハ大統領派の次なる重要な課題は、国家の近代化、経済の安定と成長の達成であるが、この課題は、特に前者の近代化は、今回の内戦で大統領派を強力に支持して南軍に対して戦った保守勢力の部族勢力・イスラム勢力との対立の契機となりかねない。

一方、今後サーレハ政権の基盤を強化するためには、イエメン南部・東部（北イエメン南部、および南イエメン地域）の非部族・反イスラム過激派の国民から支持を取り付けることが重要となっている。そのためには、「法と秩序に基づく国家」という近代化が不可欠である。だが、サーレハ政権にとって頭が痛いことは、それが上述のように、YSP排除のため共闘した部族・イスラム勢力（イスラーハ）との対立に発展しかねないことである。サーレハ大統領自身、アハマル国会議長と同じハーシド部族連合出身であるが、サーレハ政権は統一後といえども、国内の部族勢力とイスラム勢力の保守派勢力に対して政治的な配慮を払わざるを得ない状況にあるといえよう。⁽⁴⁾

(3) サバーハ家の権力基盤を支える部族勢力

クウェートでは、部族勢力を中核とする保守派勢力は、首長家であるサバーハ家の権力基盤を支える重要な役割を長い間演じてきた。これらの勢力はクウェートの政策決定機関である国民議会では、反首長家の傾向の強い革新派勢力を押さえ込むなど、行政府に協力してきた。1975年の第5回国民議会選挙では、部族代表が過去の例をみないほど多数進出し、首長家を支持する議員が国会内の大半を占めた。1985年2月の第6回国民議会選挙では、部族代表の大物トカイム氏が落選した。これは政府にとって予想外の痛手となったが、部族出身の保守派勢力は依然として国家内で多数派を占め、政府を支える中核的存在であった。

従来部族を代表して当選したクウェートの国会内の部族出身議員は、教育も低く体制派イエスマンのイメージが強かったが、1985年の国会選挙以降は、部族代表の新議員は高等教育を受けた人が多くなっており、サバーハ家首脳にとって今後の問題は、彼らが将来行政府の期待と異なる行動をとることもあり得る事実である。⁽⁵⁾

(4) 諸部族のパワー・バランスの上に権力基盤を構築するナハイヤーン家

アラビア半島で最も部族国家的色彩の強いアラブ首長国連邦では、7つの

首長国の現支配層は各々その権力基盤を出身部族勢力の支援のもとに、あるいは他の諸部族のパワー・バランスの上に構築してきた。

たとえば、この連邦で最大の首長国アブダビでは、19世紀初頭以来、バニー・ヤース部族の一支族アル・ブー・ファラハ族のナハイヤーン家が首長家を掌握してきた。一方、連邦で第2のドバイでは、同じバニー・ヤース部族の他の一支族アル・グー・ファラサハ族出身のマクトゥーム家が首長家を掌握している。アブダビでは、ナハイヤーン家がその出身部族バニー・ヤースの諸支族（15支族）を中心に結集し、その他の3大部族（マナースル、ジャワーヒル、およびアワーミル各部族）と連合して、そのバランスの上に支配権力を保持している。

この3大部族のうち、マナースル族はサウジアラビアとの国境に接するアブダビの西部地方を支配しているため、ナハイヤーン家にとって特に重要な存在となっている。また、ジャワーヒル族はアブダビ族東部を代表する強大な部族であり、100年以上の長い期間にわたってバニー・ヤース部族と友好的関係を保持してきた。このため、この部族は3大部族のなかでは、最も石油開発の恩恵を受けているといえよう。このように、現首長家はこれらの部族勢力に対して、政治的経済的配慮を怠ることは許されない状況にあり、この意味で、これら部族勢力は統治支配層の政策決定過程に少なからず影響を及ぼしているといえよう。

また、シャルジャでは、カワーシム部族が多数派を占め、同部族から現支配層が輩出しており、この部族が政府の要職のほとんどを掌握している。アジマーン、ウンム・アル・カイワインおよびフジャイラの場合も同様で、多数派を構成する部族がそれぞれの首長国で主導権を掌握している。これら首長国的主要部族はそれぞれ、ヌアイム族、アール・アリー族、およびシャルキー族であり、80～90%以上の多数派を構成している。⁽⁶⁾

（5）オマーンを支配する「ブー・サイード・ビューロクラシィ」

今世紀初めのオマーンでは、住民が大小200の部族集団に分かれて生活し

ていた。主要な部族をみても部族民数が数千から2万人程度の規模の小さい部族が多く、そのため、アラブ系部族の合従連衡が行なわれることも多く、その勢力はお互いに拮抗していた。古くはヤマニー、ニザーリーと呼ばれた2つの部族グループが存在し、近代には、ヒナーウィー派（主にヤマニー系）とガーフィリー派（主にニザーリー系）の2つの部族グループが作られ、政治に大きな影響を与えたこと也有った。現在でも、部族的な人間関係や意識は、政治や経済にさまざまな影響を与えているが、とりわけ地方の政治においては、部族の存在は重要な意味をもっている。しかし、1970年以降、その影響力は低下しつつある。部族を代表する立場の人は名前にシャイフ（Shaikh, Sheikh）を冠して呼ばれる。

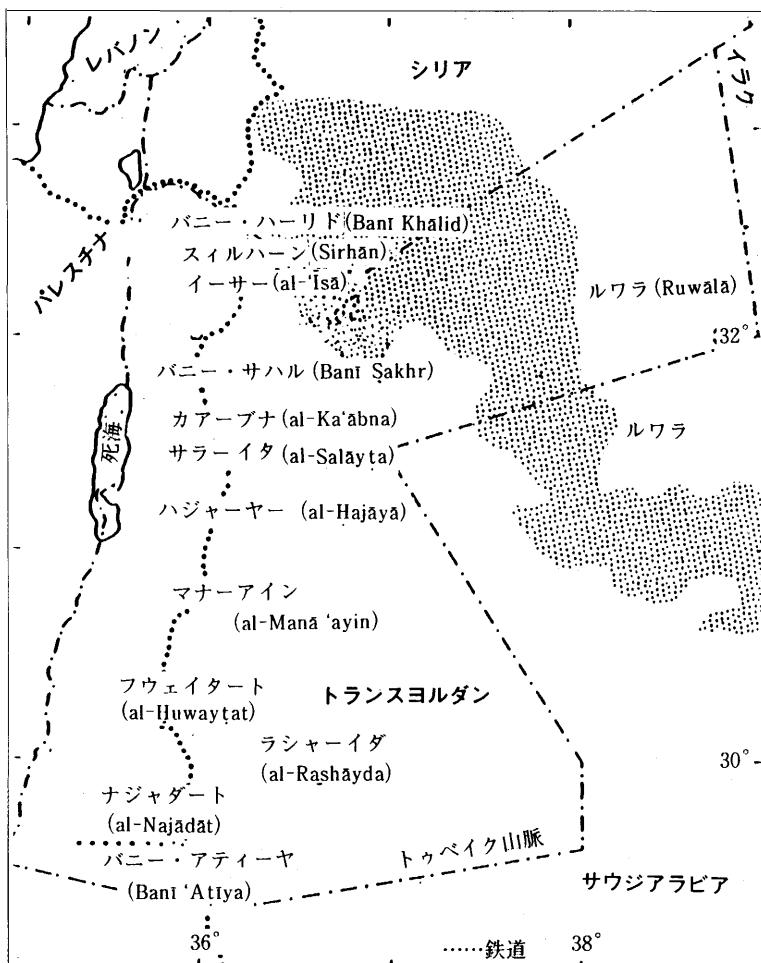
現王朝ブー・サイード朝は1745年頃ブー・サイード族出身のアハマド・ビン・サイードによって創始された。サイード家の属するブー・サイード族は内陸部のアーダムからマナハ、ニズワにかけての地域を拠点とする部族であり、宗派的にはイバード派に属する。

今世紀初め頃の部族民の数は約6000人とされる。1970年以前には、部族が政治的内陸単位として強い勢力をもっており、ブー・サイード朝の歴代の統治支配層も権力基盤を固めるために同じ部族であるブー・サイード部族出身者を政府の要職に据えることが多かった。そのため、オマーンの統治機構には、ブー・サイード族出身者が多く、彼らは「ブー・サイード・ビューロクラシィ」（al Bu Said Bureaucracy）と呼ばれた。ブー・サイード家やブー・サイード族出身者は現在でも政府の中枢機関や官僚機構、地方行政、軍隊、治安機関などの重要ポストに数多く任じられ、スルターンの下での統治の安定に大きく寄与している。サイード家出身者とその主要な姻戚は、その名前には、王族に付けられる敬称であるサイード（Sayyid, Sayyedなど）を冠して呼⁽⁷⁾ばれる。

（6）ヨルダンの王制を支える「アラブ軍団」

アラビア半島に接する周辺地域のヨルダンでは、「砂漠の軍団」の名前で

第2図 トランシヨルダンのベドゥイン



(出所) Ma'am Abu Nowar, *The History of the Hashemite Kingdom of Jordan: Volume I: The Creation and Development of Transjordan, 1920–1929*. Oxford: Ithaca Press, 1989.

知られる「アラブ軍団」(Arab Legion, Al-jaysh al-'arabi)が、遊牧民を核として構成され、現在なおヨルダン王制の最も強力な支持基盤となっている。フェイン国王はこの軍に対して完全な指導権を握っており、特にその隊員の採用にあたっては、国王に忠誠心の高いバニー・サハル部族、およびフウェイタート部族の遊牧民がその中核となっている、といわれている(第2図「トランスヨルダンのベドウィン」参照)。

この軍の創設とその発展を見てみると、1920年代、当時アンマン英國代表プラント大尉によって予備隊として創設されたこの軍は、当初都市部・地方の治安維持・囚人監視がその主要な任務であった。1930年代、英國のグラブ・パシャはトランス・ヨルダンの民族運動の「安全地帯」としての独自の地位を築こうとする英國の戦略によって、同軍の改革に着手し、英國は委任統治時代(トランスヨルダン期)においても、またその後の時期においても、アラブ民族主義にきわめて鈍感な独自の軍の改革に成功したのであった。⁽⁸⁾

第2節 サウジアラビアの国家形成と部族

中東では、今世紀の50年代までは、前述のアラビア半島地域のみならず、遊牧民・半遊牧民を中心とする部族社会が、広範な地域にわたって根強く形成されていた。そして、これらの部族は中央集権国家に対して少なからざる影響力を行使していた。こうした状況下で、これら地域の支配権力機構が一様に遂行してきた部族、特に遊牧部族に対する基本政策は、その定着化を中心とする部族の解体(detribalization)とその統合であった。この部族の解体という第1の政治目標は、中東全体から見れば、ほぼ達成されたが、前節で概説したとおり、アラビア半島地域では、旧北イエメンを初め、必ずしも完全に達成されたとはいえない。

第2表は、アラビア半島地域の主要諸国において現統治支配層の権力基盤が主としてどのような要因((1)部族、(2)地縁・血縁的結合、(3)宗教、(4)世俗的イデ

第2表 中東主要諸国における現統治支配層の権力基盤を構築する主要な要因

要因 \ 国別	エジプト	シリア	イラク	イラン	サウジアラビア	クウェート	バハーレーン	カタール	UAE	オマーン	イエメン
部族					○	○	○	○	○	○	○
地縁・親族集団的結合		○	○		○	○	○	○	○	○	○
宗教		○		○	○						○
世俗的イデオロギー	○	○	○	○							○

(出所) 著者作成。

オロギー)によって構成されているのかを示したものである。この表が示すとおり、部族的要因が現在なお支配権力機構に影響を与えていた地域は、主としてサウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、イエメン(特に旧北イエメン)などの多部族国家である、といえよう(第3表「アラビア半島および周辺諸国の統治支配家と出身部族(支部族)名一覧」参照)。

一方、アラビア半島の周辺諸国イラン、イラクおよびシリアでは、部族勢力は中央政府によってほぼ完全に解体されるか、あるいは押さえ込まれており、少なくとも部族的要因が、現支配勢力の権力基盤に影響を与える要因とはなっていない、と考えられる。⁽⁹⁾

さて、第4表はサウド家による部族対策の歴史的変遷を一覧表にまとめたものである。次に、この表に従って、今世紀初めの半島の統一期の部族の平定から、サウド家の安泰のため同王家に対して友好的な有力部族との関係の再強化を狙う今日まで、サウジアラビアの部族政策を考察する。

1. 部族解体・統合のための3つの実験

サウド家が建国の初期の時代から一貫して着手してきた遊牧部族民の定着政策は、部族の解体・統合と軌を一にするもので、その具体的な方策は3つあり、(1)サウジアラビアの建国の初期の時代に着手された「イフワーン団」

第3表 アラビア半島および周辺諸国の

国別	サウジアラビア	クウェート	バハレーン	カタル	オマーン	アラブ	
						アラビア	ドバイ
統治支配者	サウド家	サバー・ハ家	ハリーファ家	サニー家	サイード家	ナハイヤーン家	マクトゥーム家
出身部族 (出身支部族)	アネイザ部族 (バニー・) (ウトープ支族)	アネイザ部族 (バニー・) (ウトープ支族)	アネイザ部族 (バニー・) (ウトープ支族)	アネイザ部族 カハターン部族	バニ・ヤース部族 (アル・ブー) (ファラハ支族)	バニ・ヤース部族 (アル・ブー) (ファラサハ支族)	
その他主要な部族	シャンマル族 オタイバ族 カハターン族 ハルビー族 ムタイル族 アジマーン族 ムッラー族 その他	バニー・ハー リッド族 アワーズィム族 ラシャーイダ族 ムタイル族 ダフィール族 その他		マーディド族 ニザーリー部族 とヤマニー部族 の2大部族	マナスル族 ジャワーヒル族 アワーミル族 その他、アジマーン族, 100年前にイランから移住したバルチー族が在住する。		
備考	現在サウジアラビアには100を超える大小さまざまの部族が存在する。 cf. Fouad Hamza説	クウェートの遊牧人口は1975年の時点で12万人である。	同国は遊牧人口が全く存在しなくなった最初の湾岸の国家である。	人口の約10%が遊牧に従事している。	近代には、ヒナーウィー派(主としてヤマニー系)とガーフィリー派(主としてニザーリー系)が主要部族。		住民のほとんどが定住民でその多くがドバイに住む。

(出所) 富塚俊夫『アラビア半島の諸部族の現状』中東協力センター 1984年, その他から作成。

の創設, (2)1950年代の終わりに開始された幾つかの巨大農業プロジェクトの遂行, および(3)遊牧部族民の資源(水と牧草)へのアクセスの変更, である。次に, その各々を考察する。

統治支配家と出身部族（支部族）名一覧

首長国連邦					イエメン	イラク	イラン
シャルジャ ラシード家	ラス・アル・ハイマ ラシード家	アジマーン マイド家	ウンム・アル・カイワイン ムッラー家	フジャイラ			
カワーシム部族	カワーシム部族 ム部族	アール・ヌアイ ム部族	アール・アリー 部族	シャルキー部 族	ハーシット部族 連合、バキール 部族連合	ブナーサル部族 (シャンマル部 族との説あり)	
シフフ族 ザアフ族 アール・アリー 族 マザーリー族	アール・アリー 族	アールヌアイム 族	シフフ族	アニス族 ズラニク族 アミーリー族 ズバイヒ族 ファドリ族 カスィリ族など	カアブ部族 シャンマル部族 トカ部族 ズバイド部族 ムンタフィク部 族など	カシカイ族 バクティアーリ 族 ママサニ族 アフシャール族 クフギィール イ族など	
カワーシム部族 は伝統的にバニ ・ヤース部族の ライバルであっ た。政府の主要 ポストはカワー シム族が掌握し ている。	カワーシム部族 ハイマでは少數 部族に属し、人 口の約40%を占 めるにすぎない。	80%以上がアーヌ ・スアイム族	人口の87%が アール・アリー 族	人口の96%が シャルキー族	北部のハーシット 部族連合、バキール 部族連合が影響力を 保持している。	一説には、サッ ダーム・フセイ ンはシャンマル 部族出身と伝え られる。	

(1) 「イフワーン団」の創設

1912年、サウド家のアブドゥル・アジーズ（サウジアラビア初代国王、在位1932～53年）はこの「イフワーン団」の創設というきわめてユニークな構想に着手した。この構想には2つの大きな狙いがあった。それは、機動性の高い遊

第4表 サウジ家の対部族政策の変遷

政策目標 (時期)	実施の方策	備考
部族の平定・解体期 (1902~34年)	①宗教軍団「イフワーン」 の創設と軍事的拡張	遊牧民の軍事組織化と完全支配の確立に強力な牽引力となり、 家の半島の覇権を確立した。
②巨大農業プロジェクトの 遂行による遊牧社会の生 産基盤の変革	これらの農業プロジェクトは遊牧民のニーズを無視して実施されており、 巨額の政府支出にもかかわらず、失敗に終った。	
③遊牧部族民の資源 (水と 牧草)へのアクセスの変更	(i)の勅令は、全ての部族の領域の固有の権利を国有化し、資源 (水と牧草) への自由なアクセスを促進させ、その結果、遊牧民の移動パターンに影響 を与える。それによって部族の政治的独立の弱体化をはかるものであつた。 (ii)の勅令によつて着手された部族触体の過程は、(iii)の勅令によつて強化さ れた。政府はこの勅令により土地を部族民に分配した。やがて部族社会に 土地市場ができる、その結果、遊牧社会の中に貧富の差をつくり出した。そ して政府は部族の不動の田結心、忠誠心に楔を打ち込むことに成功した。	
政略結婚	アブドゥル・アジーズ王は半島を征服する過程で、有力部族との姻戚関係 を結び、17人の妻を娶り、36人の息子をもうけた。現在もなお、王族と主 要部族との婚姻による関係強化は続いている。	
石油発見前	石油発見後	石油発見前は、アブドゥル・アジーズは大商人からの財政援助を受け、1926 年のヒジャース征服後は、巡礼者への課税、ジエッタ港の關稅を得た。こ れらは忠誠心の薄い遊牧民の支配のための賄金として使われた。
部族の統合期 (1934~75年)	パトロニジ (パ トロン・クライ アント) 制度	1938年の石油発見後、サウジ家は巨額の収入を手にし、大商人に頭を下げ る必要がなくなった。そしてサウジ家支配層はこの巨万の富の分配という パトロニジ (パトロン・クライアント) 制度を通じて、部族民など臣下の 支配が容易となつた。
アサビーヤによる統 合の再構築期 (1975年~)	サウジ家に対して友好的で あつた有力部族との関係の 再強化	サウジ家は国家形成にあたつて、反体制派諸部族を解体・統合してきたが、 その一方で、友好部族のサウジ家に対する不動の部族的忠誠心を更に強化 し、王制の堅特に利用してきた。この両者の關係強化の政策は、上述のパ トロニジ (パトロン・クライアント) 制度である。

(出所) 冒険傑夫「ナショナル・アイデンティティーとしての部族意識——サウジアラビアを中心」(酒井啓子編『国家・部族・アイデンティ

ティー——アラブ社会の国民形成』アジア経済研究所 1993年) 48ページ。

牧民の軍事組織化と、無軌道・無節操な遊牧民の完全な掌握・支配であった。彼らは遊牧民の入植地（Hijar）での定着化と彼らのワッハーブ派教義の布教・戒律の実践により、根強い部族主義を断絶し、部族の枠組を超えた宗教軍団「イフワーン」（Ikhwan, 同胞の意）の創設に踏み切ったのであった（第3図「主要な入植地（Hijar）の分布図（1922年）」参照）。

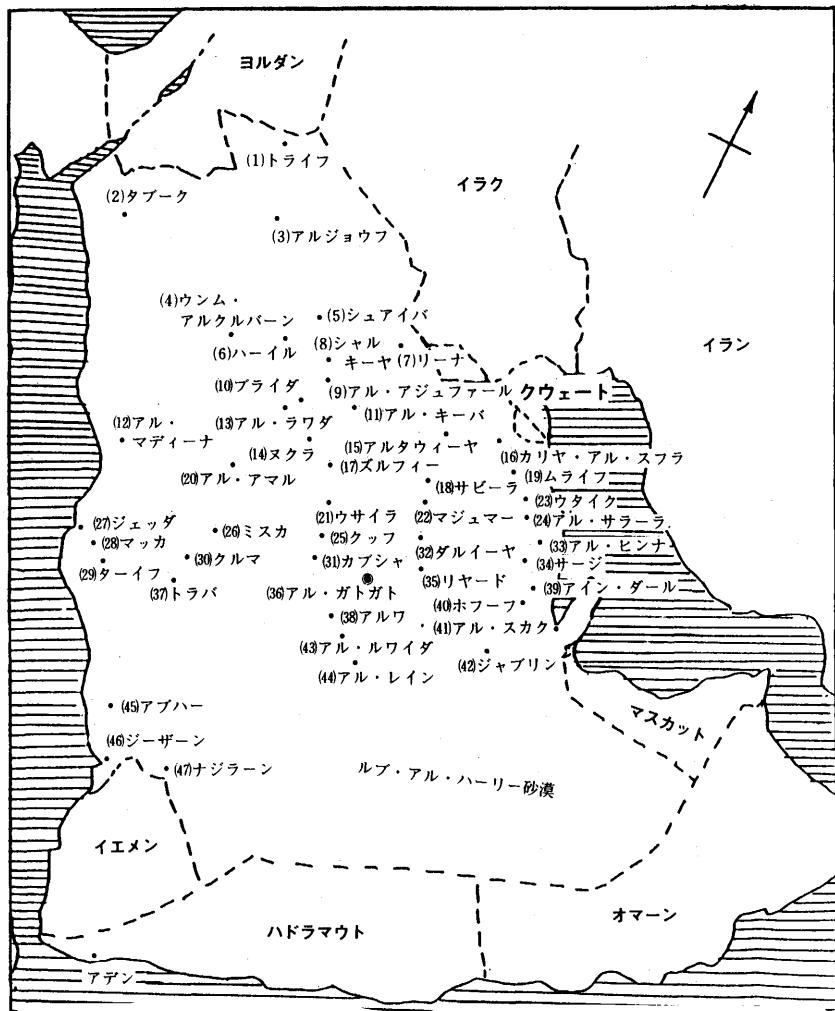
この軍団はサウド家の半島における覇権の確立の強力な牽引力として活躍したが、その存在は当初よりサウド家にとって両刃の剣であった。アブドゥル・アジーズの世俗的な野心を感じたイフワーン団の部族長たちは、1926年以降公然とサウド家に反抗の態度をとり、ついに1929年3月、両軍はシビラの戦いで衝突することになった。その結果、英國の支援を受けたサウド軍の勝利に終わった。この第1の実験により、アジマーン、ムタイル、オタイ⁽¹⁰⁾バの諸部族など、反体制派の主要部族のほとんどが殲滅された。

（2）巨大農業プロジェクト

政府主導による定着化の第2の実験は、1950年末に開始された幾つかの巨大農業プロジェクトであった。この政策の主要な狙いは、農業開発により遊牧社会の生産基盤を根本的に変革することにあった。アラビア半島は1950年代から60年代にかけて、きわめて厳しい旱魃に見舞われた。このため、遊牧民は多くの家畜を失った。この巨大な政府プロジェクトはこうした長期にわたる厳しい旱魃の期間を狙って着手された。

このうち、主要なプロジェクトはヨルダン国境近くのワーディ・シルハーンと、リヤードの東方約200キロのハラドで実施に移された。だが、これらの農業プロジェクトは計画の初期の段階から遊牧民のニーズを無視して実施されており、巨額の政府支出にもかかわらず、失敗に終わった。この結果、これら地域の生態上の環境が正常にもどり、牧畜活動が可能になると、大多数の遊牧民はもとの遊牧生活に帰った（第4図「巨大農業プロジェクト（ワーディ・シルハーンおよびハラド）所在地」参照）。

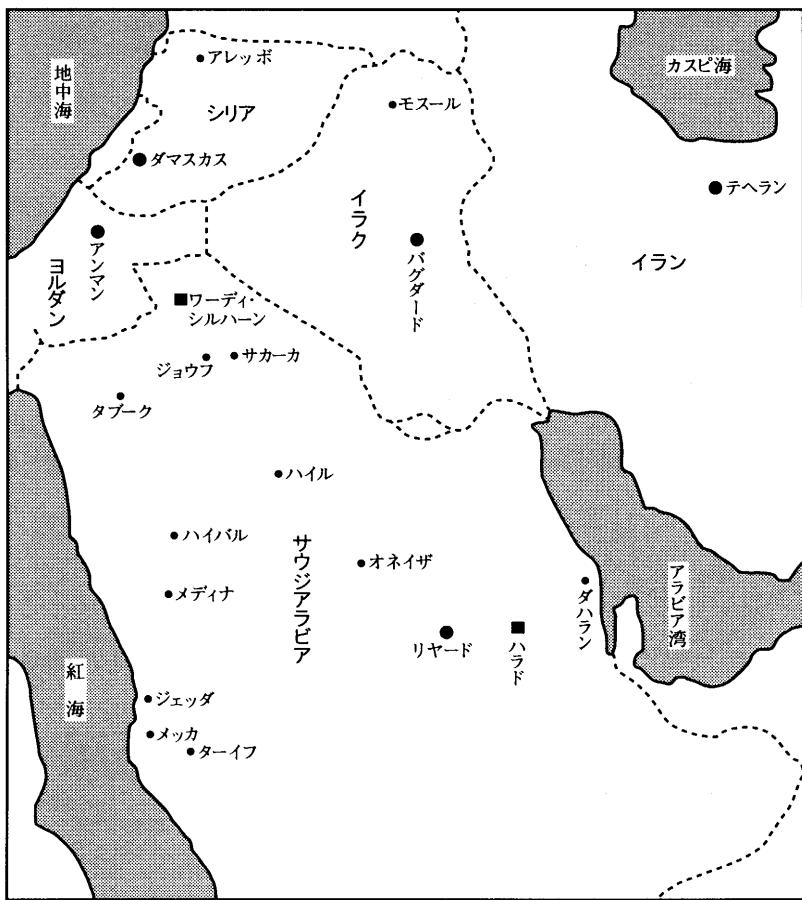
第3図 主要な入植地 (Hijar) の分布図 (1922年)



(出所) John S. Habib, *Ibn Sa'ud's Warriors of Islam*. Leiden: E. J. Brill, 1978. 地名の原語表記は次のとおり。

(1) Turayf	(9) al-Ajfar	(17) Qariya al-Sufra	(24) al-Sarār	(32) al-Dar'iya	(40) al-Hufuf
(2) Tabuk	(10) Burayda	(18) al-Zulft	(25) Khuff	(33) al-Hinna	(41) al-Sikāk
(3) al-Jawf	(11) al-Qiba	(19) Sibila	(26) Miska	(34) Thāj	(42) Jabrīn
(4) Umm al-Quban	(12) al-Madīnah	(20) Mulayḥ	(27) Jiddah	(35) Riyād	(43) al-Ruwāydah
(5) Shu'ayba	al-Munawwara		(28) Makka al-Mukarrama	(36) al-Qaṭṭāqah	(44) al-Rayn
(6) Ha'il	(13) al-Ta'if	(21) Uthayla	(29) al-Tā'if	(37) Turābah	(45) Abha
(7) Lina	(14) Nuqra	(22) al-Majma'	(30) Khurma	(38) Arwa'	(46) Jizān
(8) Sharqiya	(15) al-Ārṭāwiya	(23) Utayyiq	(31) Kabsha	(39) 'Ain Dar	(47) Najrān

第4図 巨大農業プロジェクト（ワーディ・シルハーンおよびハラド）所在地



■ワーディ・シルハーンおよびハラド・プロジェクト所在地

(出所) 富塚俊夫『アラビア半島の諸部族の現状』中東協力センター 1984年 135ページ。

(3) 資源へのアクセスの変更

政府による第3の実験は、部族解体という政治目標の達成のうえで最も成功を収めたといえよう。それは、遊牧民の資源（水と牧草）へのアクセスの変更という彼らの伝統的な遊牧システムのサウジ政府による介入政策であった。

その具体的な施策は、次の2つの勅令 (al-marsum al-maraki) の公布、①「部族の領域 (dirat al-qubila, ディーラ) における排他的権利の廃止」(1925年公布) と、②「部族への土地分配」(1968年公布) により実施された。

①の勅令の狙いは、すべての部族が伝統的に所有してきた領域の固有の権利を国有化し、資源（水と牧草）への自由なアクセスを促進させ、その結果、遊牧民の移動パターンに影響を与える、それによって部族の政治的独立の弱体化をはかるものであった。この勅令によって着手された諸部族の機能の弱体化の過程は、②「部族への土地分配」によってさらに強化され、促進された。⁽¹²⁾

政府は1968年以降、この法令に基づき多くの土地を部族民に分配してきた。分配された土地は3年間の耕作期間が過ぎれば、他に転売が可能であり、裕福な実業家や農民はこれらの土地を部族民から買い上げ、これらの土地を外国人労働者に耕作させた。この結果、1968年のこの法令は、かつては資源の利用について部族全体の集団的権利しかなかった部族社会に、土地市場を出現させることになった。これはこれまで部族的結束の支柱であった遊牧社会の権利体系の上にもたらされた最初の、そして最も重要な影響であった。

このように、1968年のこの法令は結果として、遊牧社会の中に貧富の格差に基づく急激な差別の条件をつくり出していった。そしてその結果、サウジ政府は部族民に特有の不動の団結心、部族への忠誠心に楔を打ち込むことに成功を収めたのである。⁽¹³⁾

2. 遊牧民に対するサウド家の不信感

サウジアラビアにおけるサウド家と部族との関係を考察するうえで重要なひとつの視点は、サウド家がいわゆる「バドゥ」（遊牧民）ではなく、「ハダリ」（定着民）の家系であるとの強い認識であろう。サウド家首脳たちは、同王国が多部族国家であっても、いわゆる「ベドウィン」国家では決してなく、また同家の属するアナザ部族がアドナーン系（アラブ史の主役を演じてき

た北部アラビア人) であることに限りない誇りを抱いてきたことである。

さて、サウド家の指導者たちは、同家の250年にわたる苦渋に満ちた歴史から、遊牧部族民が無謀な略奪者であり、一顧だの価値のない輩であることを学んできた。これらの遊牧民はたとえ同盟を結んだとしても、その関係はきわめて短命であり、ほとんど忠誠心をもっていないことをよく理解していたのである。また、サウド家の宗教的支柱をなしてきたワッハーブ宗の創始者ムハンマド・イブン・アブドゥル・ワッハーブをはじめ、その後継者たちや一般のウラマーも、サウド家と同様に遊牧民に対して抜き難い恐怖心を抱き、蔑視の態度をとってきた。その主要な理由のひとつは、遊牧民が今日なおジャーヒリーヤ時代の慣習を維持し、サラート(祈り)を無視し、墓や石や樹木に対する礼拝など、shirk(偶像崇拜)を励行していることであった。過去2世紀半にわたるワッハーブ学派のウラマーの教義は厳格を極めた。

一方、部族側においても、ムタイル、アジマーン、オタイバ族など多くの反体制派の部族は、西欧の社会学者が指摘するよりも遙か以前からサウド家、およびアル・シェイク家やスディリ家など同家を取り巻く一族のもつ都会的な性向を鋭く感知していたのである。アラビア半島の統合時代に一時サウド家の危急存亡をかけて行なわれた1929年の「ヒビラの戦い」は、こうした都会的な性向をもつサウド家の支配層に向けられた諸部族からの不信感がその背景にあったことは明らかである。⁽¹⁴⁾

第3節 経済開発と部族問題

1. 急激な近代化と顕在化する遊牧部族問題

これまで考察してきたように、サウジアラビアを中心とするアラビア半島は、中東の中でも最も部族的伝統を今日なお強く残している地域である。だが一方、これら湾岸産油諸国では、1970年代半ばより急激な石油価格の高騰

による莫大な国家収入の蓄積をベースとした大規模な工業化の推進や、経済的繁栄という衝撃がもたらした急激な都市化現象により、部族的な紛糾は次第に薄まり、部族的基盤は脆弱化の一途をたどっている。一方、その結果、GCCのビッグ・ブラザーのサウジアラビアでは、1970年代初めより、遊牧部族民の都市流入などの社会問題が顕在化した。サウジアラビア第2次経済開発5カ年計画（1975-80年）によれば、同王国の遊牧民の総数を総人口の10%63万5000人としている。このうち、2%が毎年地方から都市部に流入していると推定している。また、同経済開発計画によれば、遊牧民の人口分布は第5表「サウジアラビアの遊牧民の人口分布」のとおりである。

サウジ政府はこれら遊牧部族民の現状について、同経済開発計画の中で次のように述べている。「遊牧民は数百年にわたり、諸々の変化に適応した複雑かつ高度に発達した社会的、経済的ならびに法的システムを保持している。だが、サウジアラビアの他の経済部門での諸変化が近年きわめて速いスピードで進んでいるので、遊牧部族民と他部門の人々の間の経済的、社会的ギャップが拡大しつつある。このため、遊牧部族民のニーズと彼らの変貌しつつある社会的、経済的役割の現実的評価に基づいた特別な計画が彼らの生活の向上のために必要とされている。」

こうしたなかで、サウジ支配層はこれまで、次の問題を中心に同王国の部族問題に取り組んできた。(1)彼らをマンパワーとしていかに再教育し現行の

第5表 サウジアラビアの遊牧民の人口分布

地 域	人 口	地域別総人口に占める 遊牧民の割合 (%)
北 部	263,000	48.2
中 央 部	152,000	9.4
南 部	92,000	5.5
西 部	71,000	4.2
東 部	57,000	8.4
計	635,000	

(出所) サウジアラビア第2次経済開発5カ年計画。

経済社会開発計画の中に取り込んでいくか、(2)同王国の野心的な経済開発計画の急激な進展にともない、都市部と地方との経済格差が加速度的に拡大しており、これら空前の経済繁栄の恩恵から除外されてきた遊牧部族民を救済するか、(3)その結果、遊牧部族民のこうした疎外感からサウジ社会に不安定が生じる可能性はないか。

2. 王室遊牧民関係局と都市村落省の新設

サウジアラビア政府は以上の目的遂行のために、従来主として王国直轄の王室遊牧民関係局を通じて、財政援助を支柱とするきめ細かい施策を実施してきたが、この問題が将来の国家の安定性にも関わることから、この問題を重視するサウジ政府首脳は、これに対応するために、1975年に都市村落省を新設した。そして、1983年5月、同省の新設以来実質的に空席であったこの重要なポスト（それまではムトイブ公共住宅相が代行）にファハド国王の右腕といわれ、同国王の信任の厚いアンガンリー労働・社会問題相（当時）を据えた。こうして、サウジ政府はこれまで政府により行なわれてきた遊牧民への各種の政府援助の統合と、地方行政機構におけるよりいっそうの効果的な実施のため、その受け入れ体制を再構築し、今日までその任務にあたってきた。⁽¹⁵⁾

3. 遊牧部族民に対する特別プログラム

サウジ政府は今なお牧畜という彼らの伝統的な生活方法に従っているベドウィンが、社会的・経済的恩恵を享受していない社会の一員であることに鑑み、彼らに対しさまざまな特別なサービスの提供を行なってきた。その基本政策は遊牧部族民が欲する生活形態を彼ら自身で選択できるよう、あらゆる可能な現実的な機会を与えることである。今後とも遊牧部族民でありたいと願う人々に対しては、政府は彼らに定着化の強制をしていない。政府はこれ

まで遊牧部族民に対し家畜補助金を与えてきたが、この制度はその後、動物飼料の供与、獣医サービス、ならびに家畜の販売援助などにとって変わった。放牧場での給水量の増加のための井戸の掘削も鋭意行なわれてきた。

一方、定着化により新しい生計をたてようと願う遊牧部族民、および農業経営を希望する遊牧民に対しては、その土地、不動産開発基金の特別融資、必要な諸施設、ならびに職業訓練などが供与されてきた。

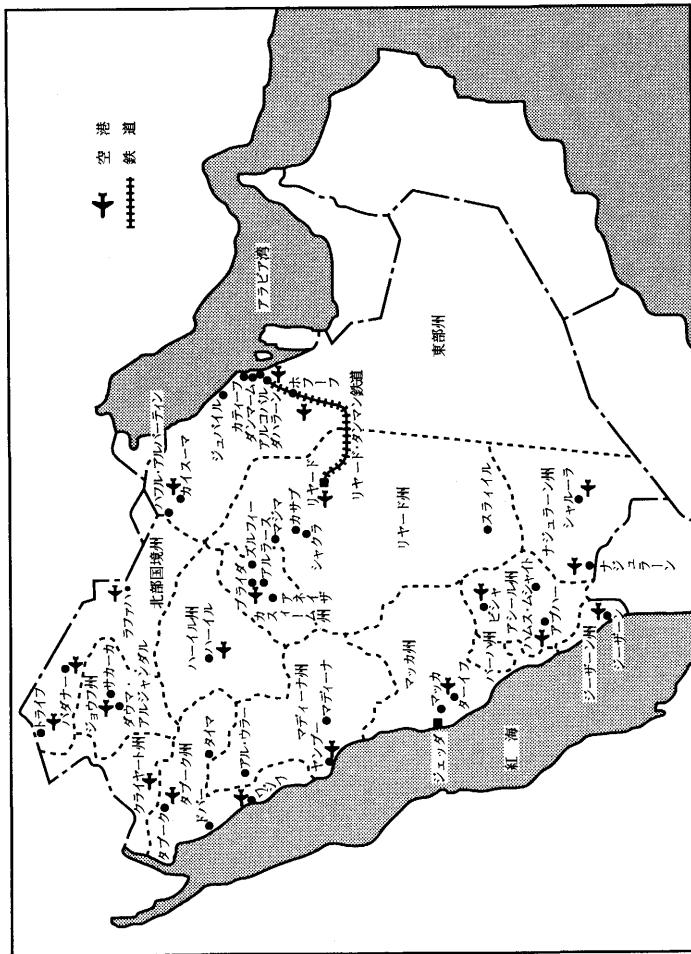
また、サウジ政府は遊牧民のための特別に企画された教育・医事プログラムも準備するなど、多くの政府機関が遊牧民の直接的援助に積極的に関与してきた。また、1989年、遊牧民担当特別局 (Unit for Nomadic Affairs) が、内務省内に創設されたが、これは遊牧民のためのすべての開発計画や福祉サービスの実施を調整する機能と責任を有するものであった。

以上見てきたように、サウジ政府は部族問題に対して比較的積極的な対応を行なってきたため、1979年11月に起こったメッカ占拠事件などを除けば、近年サウジ国内で部族絡みの重大な事件は起こっていない。メッカ占拠事件では、オタイバ部族、カハターン部族など、サウド家に一番身近なナジド出身の部族が多数参加しており、これによって、「サウド家の膝下のナジド出身の部族は同家に対して決して反乱を起こさない」⁽¹⁶⁾という神話が崩壊した。

4. 地方行政機構と族長制の伝統

さて、現在なおサウジアラビアは数多くの部族が存在し、その族長制の伝統を墨守している。この王国では、第5図「サウジアラビアの行政州区分および主要都市」のとおり、現在13州の行政州から構成されており、地方統治は第6図「部族長と中央政府・州知事との関係」に示されているように、中央政府から派遣された州知事 (Amir al-Mantaqah) を中心に各省庁の出先機関と、その地方の部族勢力の遺制の上に執行されている。このように、サウド家首脳は地方行政の施行にあたっては、部族の伝統的な統治権ができるだけ尊重するよう努めてきた。だが、それは部族長グループが現在なお中央政府

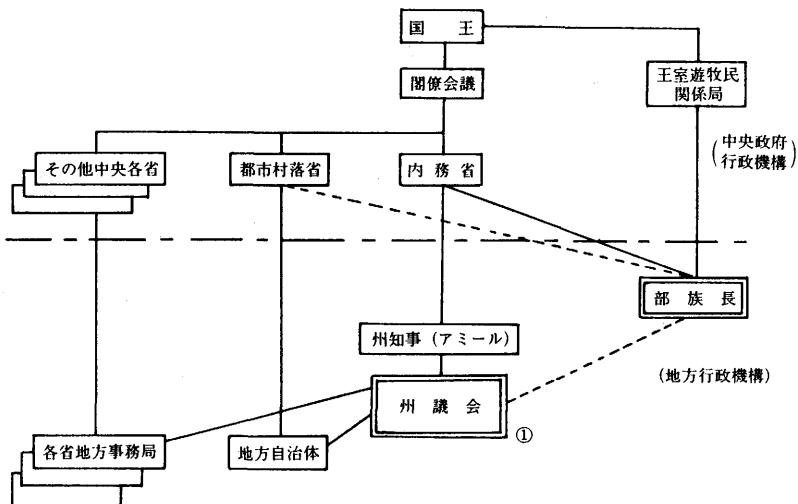
第5図 サウジアラビアの行政区分および主要都市



(出所) Committee for Middle East Trade, *Regional Development in Saudi Arabia*.
COMET's Special Report, London, 1983, p.8.

に対して、かつての隠然たる地方勢力を保持していることを意味するわけではない。それは、サウド家の現支配層が地方の一般行政について、一方的に施行するのではなく、できる限り地方部族の指導者たちの理解と支援・協力を得て行政を行なうという慎重な政治的配慮をはらっているためである。たとえば、地方の地域開発の策定・実施に際しては、サウジ政府は部族長など、地域指導者たちからの要望や地域の実情に関する情報を十分聴取したうえ

第6図 部族長と中央政府・州知事との関係



(出所) 筆者作成。

(注) ①1992年3月1日、ファハド国王は政治制度改革の一環として地方行政法を公布した。この法令第15条に州議会の設立が成文化されている。同法によれば、市民側からは、州知事の推薦と内相の合意に基づく首相の命令によって、学識経験者や専門家中から10名を下らない市民が選ばれる。任期は4年とし、再任できる。

で、それらプロジェクトの円滑な実施に努力している。

5. 州議会制度と部族勢力

1992年3月12日、ファハド国王が発表した「地方行政法」の狙いのひとつは、州議会の設置である。この地方議会制度は、サウジアラビアにおいて比較的古い歴史と伝統をもっている。そのひとつは、アラビア半島の部族社会に育まれ、各部族長のもとで行なわれてきた部族評議会的な伝統である。その意思決定のプロセスは部族全員の合議制(shura, シューラー)を建前としてきた。もうひとつは、アブドゥル・アジーズ王によるアラビア半島統合以前の、ヒジャーズ地方がまだオスマン・トルコ支配下にあった時代からこの地

方に存在していた市民会議制度 (*nizam al-majlis al-madani*) である。アブドゥル・アジーズは1926年、新しく征服したこの地方の住民を統治するため、「ヒジャーズ憲法」を制定した。この王はこの憲法の中に、ヒジャーズ地方の伝統であった市民議会制度をそのまま採り入れた。その最大の理由は、当時都会的で文化的にも高かったヒジャーズの住民は、中央ナジドの部族的な統治制度では支配するのが困難であると、アブドゥル・アジーズが判断したからであった。

さて、上述の「地方行政法」は今回初めて公布された法令ではない。すでに1963年に地方行政改革を狙った「地方行政組織法」 (*nizam al-muqata'at*) が制定され、公布されている。その後、サウジ政府は新たな「地方行政法」の制定のためにこの地方行政組織法に基づき，在リヤードの行政研究所 (Institute of Public Administration) を中心に、政府関係各省自治体との意見の調整⁽¹⁷⁾を行なっていると、これまでしばしば伝えられてきた。

今回の地方行政法第16条によれば、州議会の構成は次のとおりである。(1)州知事（議長）、(2)副知事（副議長）、(3)次官および県知事、(4)州内の政府機関の長、(5)学識経験者・専門家（10名程度）。(1)から(4)までは政府要人によって占められる一方、(5)はその地方に在住の30歳以上の有能な人格者であるサウジ人男性から、首相が任命することになっている。現在地方の部族長たちは、(3)の次官 (*wakil al=amir*, ワキール・アル・アミール) か、県知事 (*amir al-amara*, アミール・アル・アマーラ) の要職を占めており、今後、(5)のポストもこれら部族勢力によって占められることが多くなるだろう。

6. 地方分権化と部族問題

1992年3月1日公布のファハド国王の一連の政治制度改革のなかで、地方分権化 (decentralization) の推進を骨子とする「地方行政法」が部族問題との絡みで、最近サウジ・ウォッチャーの注目を浴びている。第6表で明らかなるおり、サウジ政府はこれまで13の行政州の知事職・副知事職に、多くのサ

第6表 サウジアラビアの州知事・州副知事・州次官

	州知事	州副知事	州次官
マッカ州	○マージット・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Majid ibn 'Abd al-'Aziz)	○サウード・イブン・アブドムシン・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Sa'ud ibn 'Abd al-Muhsin ibn 'Abd al-'Aziz)	□ハマド・シャーウィ (Hamad Shawi)
リヤード州	○サルマーン・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Salman ibn 'Abd al-'Aziz)	○サッターム・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Sattām ibn 'Abd al-'Aziz)	□アブドゥッラー・ブレイヘド (Abd Allah Bulayhid)
メディナ州	○アブドゥルマジード・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] 'Abd al-Majid ibn 'Abd al-'Aziz)	空席	□アブドゥッラー・アルアリー・アルザイド (Abd Allah al-'Alī al-Zayd)
ハイル州	○ムクリン・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Muqrin ibn 'Abd al-'Aziz)	空席	□ハマド・ラシード・アブー・ナイヤーン (Hamad Rashid Abu Nayyan)
東部州	○ムハンマド・イブン・ファハド・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Muhammed ibn Fahd ibn 'Abd al-'Aziz)	○ファハド・イブン・サルマーン・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Fahd ibn Salman ibn 'Abd al-'Aziz)	□サアド・アルオタイシャーン (Sa'd al-'Utayshān)
北部国境州	○アブドゥラー・イブン・ムサイード・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] 'Abd Allāh ibn Musa'id ibn 'Abd al-'Aziz)	空席	空席
カスィーム州	空席	○ムハンマド・サアド・イブン・アブドゥラアジーズ ([HRH] Muhammad Sa'd ibn 'Abd al-'Aziz)	□ムハンマド・ファハド・スワイリム (Muhammad Fahd Suwaylim)
クライヤート州	+スルタン・アブドゥルラハマーン・アルスデイリー ([HH] Sultān 'Abd al-Rahmān al-Sudayrī)	空席	+ナーフィ・イブン・アブドゥルアジーズ・アルスデイリー ([HH] Nāfi ibn 'Abd al-'Aziz al-Sudayrī)
ジョウフ州	+スルタン・イブン・アブドゥルラハマーン・アルスデイリー ([HH] Sultān ibn 'Abd al-Rahmān al-Sudayrī)	空席	+アブドゥルラハマーン・イブン・アフマド・アルスデイリー ([HH] 'Abd al-Rahmān ibn Aḥmad al-Sudayrī)
タブーク州	○ファハド・イブン・スルターン・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Fahd ibn Sultān ibn 'Abd al-'Aziz)	空席	□アフマド・クライシー (Aḥmad al-Kurayshi)
ナジェラーン州	+ファハド・イブン・ハーリド・アルスデイリー ([HH] Fahd ibn Khalid al-Sudayrī)	+スルターン・ハーリド・アルスデイリー ([HH] Sultān Khalid al-Sudayrī)	+ナーセル・ハーリド・アルスデイリー ([HH] Naṣir Khalid al-Sudayrī)

ジーザーン州	+ムハンマド・イブン・トルキイー・アルスデイリー ([HH] Muḥammad ibn Ṭurki al-Sudayri)	空席	+ムハンマド・トルキー・ アフマド・アルスデイリー ([HH] Muḥammad Ṭurki Aḥmad al-Sudayri)
バー ハ 州	○ムハンマド・イブン・サウード・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Muḥammad ibn Sa'ūd ibn 'Abd al-'Azīz)	空席	+ファイサル・イブン・ムハンマド・イブンサウード (Fayṣal ibn Muḥammad ibn Sa'ūd)
アシール州	○ハーリド・イブン・ファイサル・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Khalid ibn Fayṣal ibn 'Abd al-'Azīz)	○ファイサル・イブン・バンダル・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Fayṣal ibn Bandar ibn 'Abd al-'Azīz)	□ムハンマド・スレイマン・スワリム (Muḥammad Sulaymān al-Suwailim)

(出所) Committee for Middle East Trade, *Regional Development in Saudi Arabia*. その他より筆者作成。

(注) 1. 名前の前に付けた記号はそれぞれ

○……サウド王家出身者, +……スデイリー家出身者, □……その他の王家出身者, を示す。

また, アルファベット表記の前に記した記号は, それぞれ

[HRH] ……王位継承権を持つ王子 (=His Royal Highness の略)

[HH] ……王位継承権のない王子 (=His Highness の略)

2. 北部国境州は1994年に他州に分割併合された。したがって, 現在サウジの行政州数は13州である。

ウド家の王子を送り込んできた。そして近年サウド家の第3世代(ファハド国王の息子たちの世代)の王子が, これら要職を占め始めている。この傾向はファハド国王の統治時代になってから強まり, 中央集権化の強化に反対してきた一部の部族の反発を招いているとも伝えられる。

こうしたなかで, 知事や副知事の現職にある第2世代の王子の高齢化にともない, このような世代交代が今後ますます進行しよう。だがその場合, 部族の族長たちが第3世代の王子たちに対して, 初代国王アブドゥル・アジーズや, ファハド国王を中心とする第2世代の王子に対して行なってきたのと同様な臣下の誓い(bay'a, バイア)を行ない, 恭順の意を示すかどうかが注目されよう。その主要な理由は, これら部族長たちがアブドゥル・アジーズとその息子たちによって築き上げられた「サウド家の王国」の統治の正統性(legitimacy)を承認してきたとしても, 半島の平定・統合になんら貢献ないし関与しなかった孫たちに対して, 統治支配者としての権威を認めることを快しとしないとするものである。1990年の湾岸危機以来, 一般民衆の間から

声高にサウド家による統治の正統性など王政批判の声が聞こえてくる現在、この問題は将来サウド家首脳にとって、地方部族勢力との軋轢の原因となるかもしれない。

おわりに

確かに中東全体から見れば、近年の石油発見などに代表される経済上の繁栄と急激に進行する経済開発がもたらした近代化・都市化現象により、一見部族的な紛糾も弱まり、部族的伝統社会の基盤が崩壊したかのような印象をうける。だが、これまで考察してきたとおり、サウジアラビアをはじめ、アラビア半島の多くの地域では、「アサビーヤ」とよばれる部族連帶意識が現在なお強く生きており、政府は国家の安定的な統治遂行のうえで何らかの形で国内の部族勢力との政治的な妥協をはかり、あるいはその強力な影響を無視できない事例も見てきた。また、部族勢力が宗教勢力と混然一体化して中央政府に少なからざる影響力を行使しているイエメンの事例もある。

半島の現支配層はこの部族的紛糾の強い地域での国家形成にあたって、大別すれば次の2つの選択肢があった。それは、(1)諸部族を力で解体し、自己の権力構造の中に取り込むか、あるいは、(2)強力な主要部族のパワー・バランスの上に自己の権力の保持をはかるか、の選択であった。前者の典型的なパターンは、サウド家によって諸部族が平定・統合される形で国家が形成されたサウジアラビアであり、後者は首長家のスナイヤーン家が国内の諸部族の権力均衡の上に権力基盤を構築する形で連邦が旧宗主の承認を得て形成されたアラブ首長国連邦に代表されるパターンである。また、前者の場合にしても、これまで見てきたとおり、部族的要因は統治支配層の政策決定過程に、無視できない影響を与えてきた事実はこれまで検証してきたとおりである。この場合、部族勢力の中央政府への具体的な関与の仕方は、毎週首都リヤードの王宮などで行なわれる主要部族長たちとサウド家首脳との伝統的なマ

ジュリス（王家首脳と謁見）制度や、サウド家首脳による地方部族長たちへの表敬のための地方行幸の際の、彼らとの謁見などである。

ここで、この部族問題をサウジアラビアの経済開発の視点から考察すれば、今後注目すべき点は次の3点に要約されよう。

(1) 今なお約90の部族が存在するこの王国では、部族勢力はかつての隠然たる勢力を保持してはいないが、前述のように、サウド家首脳は都市村落省などを通じ、部族勢力の地方の動静を厳しく見守る一方で、その族長制の伝統を遵守しており、地方の統治にあたってはできるだけ部族の伝統的な統治権を尊重するように努めてきた。そのため、政府は地方の一般行政の施行、たとえば地方の地域開発計画の策定・実施については、地方部族の指導者たちの理解と協力を得て行なうという、慎重な政治姿勢をとってきた。だが、現在の行政区の13州の各州では、中央政府から国王名代の州知事、州副知事、各省庁の出先機関の長が派遣されており、これまで経済開発プロジェクトの計画・施行について地元側関係者との利害関係の調整が問題になってきたが、これを今後どのように進めていくのか。湾岸戦争後、一般国民から王家に対する厳しい批判の声も聞かれる今日、特に、前節の6「地方分権化と部族問題」で取り上げたサウド家の第3世代の王子に対する地方の部族勢力の忠誠心の問題もあり、興味深い。

(2) 1992年3月にファハド国王が発表した統治制度改革3法のうち、地方行政法に関連して、1993年9月19日、州議会の州議員が任命された。前述のように、州議会の構成は州知事、州副知事、次官、州内の要人のほか、一般人としては、その地方に住む30歳以上の有能なサウジ人男性となっており、今後部族出身の州議員が次第に多くなり、発言力を持ってくることが予測されよう。

(3) 1979年のメッカ占拠事件は、専門家の意見では経済問題もその事件の起⁽¹⁸⁾るひとつの発端となったと伝えられる。この事件では、サウド家のお膝下のナジドの部族出身のカハターン（Qahatan）部族、オタイバ（Otaiba）部族などが反徒の中に多く参加しており、これによって、「ナジドの部族は決し

てサウド家に対して反乱を起こさない」とサウド家が常々主張してきた神話は崩壊した。この結果、サウジ政府はこれまで遊牧部族に対しては、直接的、間接的財政援助を支柱とし、その福祉サービスの実施に積極的に関与し、きめ細かい施策を行なってきた。これら遊牧部民の一部は政府からの巨額な補助金をベースとして北部地域で大規模な農業と酪農を営んでいるが、近年政府は一時期「食糧の戦略的備蓄」や、「都市部と地方の経済格差の縮小」という美名のもとに鐘や太鼓を鳴らして大規模に始められたアグロ・ビジネスなど、国際的に非効率的な弱小な企業を対象に財政の見直しの必要に迫られている。だが、これを実施すれば、恐らく政府と企業側との間に大きな軋轢が生ずることは間違いない。

さて、以上サウジアラビアを中心にアラビア半島の部族社会と国家の形成、統治勢力と部族勢力との関係、経済開発と部族問題などを考察してきた。この地域への企業進出や現地での企業展開や操業での労務管理の点から考えると、部族に関する基本的知識や情報収集は重要であり、不可欠である。だが、部族問題は関係国政府にとって、国の安全保障にとって一番重要な国内の治安に関わる国家機密に属する事柄であり、たとえば、「部族の移動領域」(dirat al-qabilah)は国家の第一級の軍事機密であることは周知の事実である。また、サウジアラビアなどの進出企業がアラブ人職員の所属する部族名を公に調べたり、本人に聞いたりすることはタブーとなっている。現実の問題として、多くの国と国境を接するサウジアラビアでは、ルワラ部族などのような国境付近に居住する遊牧部族が、夏期と冬期とに国境を越えて他国に移動する慣例を今なお墨守しており、国家間で紛争が起こったときなど、遊牧部族民の国籍をめぐって紛糾することもある。一方、1990年8月、湾岸危機の折、イラク側に立つ北イエメン政府はサウジ政府に対して、同政府がイエメン臣民であるヤーム部族を金銭を与えてサウジ国籍に強制的にかえようとしている抗議している。同様の事件が1993年にサウジアラビアとヨルダン、1989年にサウジアラビアとクウェートとの2国間で起こっているのは、興味深い。このように、アラビア半島地域で起こる政治的、社会的、経済的な問

題の正しい理解のうえで、今後とも部族的な要因は重要なキーワードであり続けよう。

[注] —————

- (1) Michel Collins, "Riyadh, The Balance," *Washington Quarterly*. Winter, 1981.
- (2) 富塚俊夫「ナショナル・アイデンティティーとしての部族意識——サウディアラビアを中心に」(酒井啓子編『国家・部族・アイデンティティー——アラブ社会の国民形成』アジア経済研究所 1993年) 70-74ページ。
- (3) 富塚俊夫『イエメン・アラブ共和国の経済開発動向と地域政治情勢の展開』中東協力センター 1981年 25ページ。
- (4) 富塚俊夫「サウジアラビアの民主化運動とイエメン問題」(佐藤寛編『イエメン内戦——その背景と今後の展望』アジア経済研究所 1995年)。
- (5) 富塚俊夫『湾岸戦争後のアラビア半島情勢』中東協力センター 資料No.249 1993年 40-56ページ。
- (6) 富塚俊夫『アラビア半島の部族の現状』中東協力センター 資料No.169 1984年 39-55ページ。
- (7) 福田安志「オマーンにおける部族社会」(『現代の中東』第16号 1995年3月 16-20ページ)。
- (8) 北沢義之「ヨルダンの『国民』形成——トランスヨルダン成立期を中心にして」(酒井 前掲書) 175ページ。
- (9) 富塚俊夫『アラビア半島の部族の現状』64-74ページ。
- (10) 同上書 127-145ページ / John S. Habib, *Ibn Sau'd's Warriors of Islam*. Leiden: E. J. Brill, 1978, pp.123-159 / Amin al-Rihani, *Tarikh Najd al-Hadith*. Beirut: Dar al-Jil, 1988, pp.276-294.
- (11) Michigan State Univ., *The Faisal Settlement Project at Haradh, Saudi Arabia: A Study in Nomad Attitudes toward Sedentarization*. 1988, pp.67-90.
- (12) サウジアラビアの土地所有権制度について見てみると、建国の頃、サウジ領と称される土地の80%は遊牧民の財産であった。保有地での定着化した生活よりも移動に基盤をおくこの遊牧依存の経済において、私有財産の概念は確かに未発達であり、原始的なものであった。後になって、これらの土地は、過去においてその土地に住んでいた部族の共有の財産と考えられるようになった。実際に、土地の問題は、かつては部族間の間断なき紛争の源となっていたのである。

多くの敵対する部族を平定した後、アブドゥル・アジーズは1925年にそれら部族の領土を「国有化」し、その領土を「ミリ・ランド」(Miri Land, 字義どおりには、「王子の土地」つまり、「国有地」を意味する)に変えた。

すべての耕作地の30%は、主としてヒジャーズおよびアシールの、かつてサウド家の領土でなかった民間に属する土地であった。「ミリ・ランド」のある領土は「イクター」（領土）として、サウド王家を支持してきた軍部の長に与えられてきた。

サウジアラビアの土地の所有制度で重要なことは、国家が保有する地下に対する財産権である。国家は鉱物資源の開発を容易にするため、すべての部族を移動させる権利を取得した。このように、アブドゥル・アジーズは単なる勅令だけで、石油利権を外国石油会社に供与したのである。

- (13) 富塚俊夫『アラビア半島の部族の現状』127-145ページ／John S. Habib, *Ibn Sau'd's...*, pp.276-294／Amin al-Rihani, *Tarikh Najd...*, pp.276-294.
- (14) FMA Consultant, *Saudi Arabia's Special Project*. Beirut, 1985, pp.231-278.
- (15) Ibid., pp.213-221.
- (16) Ibid., pp.231-239.
- (17) 富塚俊夫『サウジアラビアの統治機構』(Part II) 中東協力センター 1984年 85-112ページ。
- (18) FMA, *Saudi Arabia's...*, pp.279-281.